

事務連絡
令和4年4月1日

1年生保護者 各位

沖縄県立球陽高等学校
校長 平良 淳
(公印省略)

令和4年度 高等学校授業料納入について (お知らせ)

時下ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。平素は本校教育活動に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。令和4年度高等学校授業料の納入について下記のとおりお知らせいたします。

高等学校等就学支援金確約書で『2に○』を付けた方は、沖縄県高等学校等授業料徴収条例に基づき、毎月定められた日までに授業料の納入があります。

ご不明な点などございましたら、担当までご連絡ください。

記

- 1 授業料 月額 9,900円
- 2 授業料納入期限 4月分：4月15日(金) 5月分：5月10日(火)
※授業料年間納入期限については別紙参照
- 3 納入場所 球陽高校 事務室窓口
- 4 納入方法 現金納入(一括納入可)

※4月分・5月分については現金納入ですが、6月分以降については口座振替手続きを行います。同封の口座振替依頼書を記入後、取扱金融機関にて印鑑及び預金口座の照合を行って事務室窓口まで提出をお願い致します。(ゆうちょ銀行以外の金融機関の場合)

※入学式頃に提出した口座振替依頼書は学校校納金のもので、授業料は該当しません。お手数ですが、希望者は今回手続きをお願いします。

※5月分以降の授業料納入のお知らせについては、学校ホームページにてお知らせを行います。

口座振替依頼書提出期限

6月分より口座振替の場合・・・令和4年5月10日(火) ※提出期限厳守

沖縄県立球陽高等学校
(事務) 授業料担当
電話 098-933-9301

◎授業料の免除申請手続きについて

1 対象となる生徒

平成 26 年度以降に入学した生徒のうち、以下に該当する生徒

- (1) 所得制限により就学支援金を受給することができないが、家計急変により就学支援金の支給を受ける者と同等の収入状況となった者
- (2) 休学をせずに留学する者
- (3) 修業年限の超過により就学支援金を受給できない者
- (4) 沖縄県立高等学校以外の高等学校から月の途中で転入した者で、就学支援金または学び直し支援金の認定を受けた者

家計急変とは・・・保護者の失職、会社倒産等の理由により就学支援金の支給を受ける資格について認定される者の収入の状況と同等となり、授業料等の納入が困難となること

○家計急変の事例に該当しないとして不承認となった事例

- 例)・ 県外勤務から県内へ転勤となり、単身赴任手当等の減額により、収入が減った場合
- ・ 残業時間が減ったため収入が減った場合
 - ・ 役職が変わり収入が減った場合
 - ・ 昨年に保険解約等が有り一時的に収入が増えたが、現在は元の収入に戻っている場合
 - ・ 育児休業により収入が減った場合

今後、家計急変等の理由により就学支援金の支給を受ける者と同等の収入状況となった場合、授業料免除申請手続きをする場合は家計急変の原因となる事象が生じた日から数えて10日以内に申請書の提出が必要になりますので、速やかに連絡していただくよう宜しくお願いいたします。ご不明な点などございましたら、担当までご連絡ください。

別紙

令和4年度 年間授業料納入金額及び納入期限について

	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	合計
金額(円)	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	118,800
納入期限	4/15 (金)	5/10 (火)	6/10 (金)	7/11 (月)	9/12 (月)	9/12 (月)	10/11 (火)	11/10 (木)	12/12 (月)	1/16 (月)	2/10 (金)	3/10 (金)	

※9/10は2か月分

※3年生のみ2・3月分は2/10(金)納入期限

(留意事項)

- (1) 事務室窓口は8時30分から17時までとなっております。早朝講座前及び17時以降は現金の受取は出来ません。
- (2) 生徒が持参する場合は、盗難の恐れもありますので、登校後早めに事務室窓口で納入をお願いします。**
- (3) 口座振替は月1回で、再引落はありません。残高不足で引落が出来なかった場合は、速やかに事務室窓口で授業料を納めてください。
- (4) 引落口座に変更がある場合は、事務室までご連絡をお願いします。
- (5) **一括納入も可能**ですが、原則納入された授業料の返金はできませんので、ご承知の上で納入をお願いします。
- (6) 授業料未納者については、文書又は電話にてご連絡いたしますが、未納期間が2ヶ月以上になる場合は教頭、担任、事務長、事務担当、保護者、生徒での面談を実施する場合があります。
- (7) **7月以降の授業料納入は、高等学校就学支援金第Ⅱ期申請（収入状況届書又は受給資格申請）を提出する場合は猶予されます。**
6月頃にお知らせする高等学校等就学支援金第Ⅱ期(令和4年7月分～令和5年6月分)申請関係書類を必ずご覧下さい。。